

第6回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成21年2月12日(木)午前10時～午前11時30分
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
 - (1) 委員 伊藤明、大見賢治、大参斌、植村耕作、木村重治、鳥居玄根、鳥居博幸、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、船尾恭代、木村正範、松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、入江容子、
(欠席：細井倭子、神谷和也)
(敬称略)
 - (2) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長、企画政策課主幹
 - (3) 傍聴者 1名

【事務局】

ただ今から、第6回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。

最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては次第の裏面にございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長】

みなさん、おはようございます。本日第6回の審議会となり、前回は、条例(案)の前半部分についてご審議をいただきました。その審議結果に基づく修正が施された資料がすでに皆さまのお手元に届いていると思いますので、本日は、条例(案)の後半部分についてご審議いただくわけですが、前半の修正部分につきましてもご審議いただきたいと思います。

皆さんの忌憚のないご意見をいただければ幸いかと存じますので、ご協力をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日、「国際ソロプチミスト安城代表の細井委員」、「安城市副市長の神谷委員」は、他の用務と重なってしまいましたので欠席でございます。

続いて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いいたします。

【会長】

それでは協議事項「(1) 条例(案)について」でございますが、前回ご審議いただきました第3章までについて、事前に修正(案)が提示されています。

また、第4章以降についても一部変更されているところがありますので、合わせて事務局から説明をいただきたいと思っております。

【事務局】

前回の1月13日開催の第5回策定審議会では、前文から第3章第10条までご審議をいただき、幅広いご質問、ご意見をいただきましたので、市役所内のプロジェクトチーム会議を開催し、あらためて協議をさせていただきました。また、法規担当課とも協議し、修正(案)を送付させていただいております。

事前に送付をさせていただきましたA3サイズで右肩に「条例(案)修正」とあります資料をご覧いただきたいと思っております。

左側の市民会議(案)と中央の事務局(案)については、前回提示させていただいた内容ですが、ご質問、ご意見をいただいた部分に網掛けをさせていただきました。右側には、それに対しての修正(案)を記載しています。

順番に説明させていただきますが、目次につきましては、条の削減、追加をしておりますので、変更させていただいております。

前文につきましては、「こども」と「協働」につきましてご意見をいただいておりますが、概ねご了解をいただいたものと理解しておりますので、事務局(案)のとおりとさせていただきますと思っております。

第1条「目的」につきましては、「協働によるまちづくり」だけでは、まちづくりに市民参加できないと受け止められる心配もありますので、「市民参加と協働によるまちづくり」とさせていただきます。

第2条「条例の位置付け」の「市の最高規範」につきましては、後段の「この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります」という規定が、最高規範性の一端を示しており、事務局(案)のとおり「市の最高規範」という表現をさせていただきますと考えています。

第3条「定義」第3号「市民参加」につきましては、ご意見を踏まえ、「市民参加」が、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動すること」とし、プランの段階からの市民参加を明文化させていただきました。

第4号「協働」につきましては、市民会議(案)の「対等な立場」を事務局(案)で「補完し合いながら協力する」に変更したことについては、前回の審議会での説明でご理解いただけたものとして、事務局(案)のとおりとさせていただきます。

第6号「コミュニティ」につきましても、ご意見を元に町内会だけでなく、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア団体を明記させていただきましたが、あくまでも、「地域の課題に自ら取り組む団体」を「コミュニティ」とし、元の事務局（案）と定義内容が変わるものではありませんが書き込ませていただきました。

第4条「市民参加の原則」と第5条「協働の原則」につきましても、先ほど第1条でも修正させていただきましたように、まちづくりには市民参加できないと受け止められる心配がありますので、2つの条を統合し、第4条とさせていただきます。読み上げますと、「市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。」としています。

また、市民会議（案）の後段にあります「議会及び市の執行機関は、市民に多様な参加の場と機会を保障します。」の部分については、第8条「市民参加の権利」で権利を規定し、第15条「市民参加」で、市民参加の権利を保障するため、そのための条例の制定を約束していますので、そちらで保障については謳われているものと判断しております。

第4条と第5条を合わせて第4条としましたので、その後の条が1条ずつ繰り上がります。

修正（案）の第5条「情報共有の原則」につきましても、「原則とします」を削除し、市民会議（案）のとおり「共有します」に修正させていただきました。

修正（案）の第7条「市民参加の権利」につきましても、市民会議（案）の「まちづくりの主体として」という文言を追加させていただきました。しかしながら、「参加しないことを理由として不利益を受けることはありません」については、前回説明させていただき、一定のご理解をいただいたように理解しておまして、あえて謳う必要性もないと判断できることから削除させていただきたいと思っております。

第10条「市民の責務」の「責務」と「応分の負担」につきましても、前回の審議会での説明でご理解いただけたものとして、事務局（案）のとおりとさせていただきます。

ここまですが、前回の審議会でも、ご質問、ご意見をいただきました内容についての修正でございますが、本日、ご審議をいただきます第4章第11条以降につきましても、一部修正をさせていただきますので、あらかじめ説明させていただきたいと思っております。

4ページ一番下の行の修正（案）の第14条「市民参加」についてですが、市民会議（案）の主語に議会が含まれており、事務局（案）では外しております。これは、市民参加の権利を保障するための手法を整備することを定めたものであり、そのための市民参加に関する条例の制定を約束しています。それを実行するのは、あくまでも市長であると考えております。

5ページ修正（案）の第17条「住民投票」第3項の主語を「議会及び市長その他の執行機関」としたのは、この条例で、「議会及び市長」という表現がここだけあるのと、当然、住民投票の結果を尊重するのは、その他の執行機関である教育委員会等も含め当てはまるということで修正させていただきました。

最後に、6ページ下段の修正(案)の第23条に新規で「行政手続」を追加させていただきました。行政手続については、市民会議においても議論されることはなかった記憶しておりますが、今回あらためて、項目に欠けているものがないかをプロジェクトチームで検討した結果、「行政手続」については、市は許認可の権限をもっており、申請に対する処分や不利益処分などに関するルールをあらかじめ市民の皆さんに明らかにすることは、情報公開、個人情報保護と同様に、行政の透明性を図るうえで重要な規定であると判断し、追加させていただきました。なお、本市では平成9年に「安城市行政手続条例」が施行されています。

以上のように、1条削除し、1条追加させていただきましたので、全体として、8章26条と当初の事務局(案)と同じ条数となります。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、第4章以降については、後ほどそれぞれの章のところでご審議いただくこととし、ここでは、第3章までの修正部分についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

修正(案)の作成ご苦労様でした。早い対応でスケジュールに乗せてしっかりやっていこうという姿勢が窺えます。

総務・企画常任委員会の勉強会を1月30日に開催しました。その際に、修正(案)にというよりも、もう一度確認してほしいという意見がありましたので、そういう質問でもよろしいでしょうか。

【会長】

結構です。

【委員】

勉強会では、条例(案)について執行部からのご説明をいただき、議長と私からも補足説明をさせていただきましたが、勉強会は公式に残らないフリースペースで、あらためてこの場で質問をさせていただいて、記録に残していきたいというご意向がありましたので、前回と同じような質問も含まれていますがご容赦いただきたいと思います。

はじめに、文体そのものが他の条例と違って「です・ます調」になっていますので、その整合性といいますか、規制はないのかということを確認させていただきます。

次に、第2条の「市の最高規範」について、「市政運営の最高規範」という表現にした方がいいのではという意見がありました。これについては、私ども十分に理解しているところですが、確認してほしいという意見がありましたのでお聞きします。

3つ目に、第3条第5号に「市民が幸せに暮らし続けられるまち」の幸せというのが

あまりに範囲が広すぎて明確ではないので、例えば、「安全安心に暮らせるまち」という表現のほうがより具体的でわかりやすいのではないかというご意見もありました。

最後に、第3条第3号「市民参加」のところで、「市民が主体的にかかわり」とありますが、第7章第21条の「市政運営の基本」には、市民参加というのが出てこないもので、この条項間の関係がわかりにくいという意見がありましたので解説をお願いします。

【事務局】

事務局の考え方につきまして説明をさせていただきます。

まず、「です・ます調」について、本市のこの自治基本条例につきましては、前文に限らず全体を「です・ます調」で統一しております。これは、広く市民の皆さまに条例の中身を理解していただき、親しみを持っていただくためにも「です・ます調」であるべきだと理解しております。特に、市民参加と協働を標榜している条例でするのでなおさらであると理解しております。この条例の中では、義務を課するような表現をしておりますが、その点については、個別条例で規定すべきものだと考えております。

第2条で、「市政運営の最高規範」と表現した方がいいというご意見でございますが、市政運営としますと対象が限定されてきまして、市政運営だけでなくまちづくりという広い意味合いで「市の最高規範」という表現の方がふさわしいと判断しております。

第3条第5号の「市民が幸せに」という表現についてご意見をいただいておりますが、事務局としましては、一つは市民会議（案）を十分尊重させていただきたいという思いと、安全安心という表現の提案もございましたが、こちらにつきましては、市民生活の必要条件で、その上のレベルを表現しているものではなく、その上のレベルを表現するのであれば、この事務局（案）がふさわしいのではないかと理解しております。ただ、安全安心という言葉については、第19条「危機管理」のところでこの表現を使っておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に「市民参加」につきまして、第21条「市政運営の基本」では、ご指摘のとおり市民参加で市政運営を進めていくという表現は、この中ではございません。しかしながら、第3条「定義」や第2章「自治の基本原則」におきまして、きちんと定義することで表現の重複を避けており、書いてないことにより市民の声を抜きにした市政運営を行うものではございません。

以上でございます。

【会長】

その他、前文から第3章までの修正（案）について、ご質問、ご意見がございましたら伺いしたいと思います。

【委員】

昇先生にご確認しておきたいことがございます。今後、市民会議でもPI活動をしていくうえで、はっきりさせておきたいと思いご質問しますが、修正（案）第7条で「市

民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。」とあるところの「市民参加」について、定義では、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に」とありますが、「市民参加」の範囲が町内会も含めて考えていくのか、市役所の中の市民参加なのかについて教えていただきたいと思います。

【委員】

この自治基本条例が、市の最高規範である安城市の憲法であるならば、主権者である市民が、権力者である市長、議会に対して命令するものです。問題は、町内会にこれが適用されるかどうかですが、町内会は、位置付けからすると権力者ではなく、市民の任意的な団体です。実態としては、市役所から広報を配るとか、いろいろな事務を請け負っていますが、法的な性格は、相手の合意を得ずに相手の財産を奪ったり、税金を取ったり、相手の体の自由を奪ったりできるのが権力で、町内会はこのような権限は持ちませんので、第7条では直接の対象にはなっていません。しかしながら、市役所や議会に運用されるのであれば、町内会もそれに準じて運用した方がいいというくらいの緩やかな規範として働くかもしれませんが、直接の対象にはならないと思います。

条文の構成からいうと第7条では、「市民は市民参加をすることができます。」と書いてあります。ここでは、市長部局も議会に対しても市民参加できると書いています。でも後ろの方の条文では、そうなっていません。他の自治体でもそういうことはありますが、この条例全体が、市長部局に対する命令はかなり細かく書いてありますが、議会に対する命令はとても緩やかです。正直申し上げて、条文としてはバランスが悪いですが、安城市においては、市長部局は市民参加できる状態に来ているが、議会ではそこまでの状況になっていないということを知覚しておくことが第一点です。

第二点は、将来、議会においても透明性の高い議会運営が求められるし、説明責任も、市民参加の機会も求められますが、現時点では、市民はそこまで要求していない、あるいは、議会が受け入れる準備ができていないということで書かれていません。最終的に議決するのは議会ですので、議会がNOと言えば条例はできません。いろいろな事情があるのですが、物事を実現するためには妥協は当然必要で、100点満点というのはあまりないことですから、バランスが悪いということ、市民、市長部局、議会が理解しておいて、現時点ではここまでだけど、憲法は一度作ったら終わりではありませんので、3年、5年で見直したときにそれが可能な状況であれば、条例改正をしていけばいいと思います。

【委員】

エコネットあんじょうは環境が中心ですが、市に対して第三者的に苦情を言うような無責任なことではなく、自分たちが考えて行動することが大事で、人様にやってもらうのではなく、自分たちでやりましょうということを市民の皆さんに私自身訴えてきたということでは、前回の審議で「市民参加」とは何かをぼやけていたので、一番大切なことは、市の施策の企画立案、実施、評価まで踏み込まないことには、その前提として情報の共有、説明責任、その前に市民が権利だけでなく責務を果たすということがあり、

いずれも関連して一つの流れになりますが、第4条がポイントだと思います。「参加の原則」は市民会議(案)の文言をそのまま入れた方がいいと思います。定義のところで記載しているからいいというのわかりますが、原則ですから、企画立案から入ること、責任を持って行動するという、やったことについても評価することが、市政に参加することだということを重複するかもしれませんが謳いたい。半年くらい前に県も県民参加という言葉がわかりにくいので、企画から参加してもらいますというように新聞記事にも載っていました。自治基本条例を作るということは、これからそういう市民を育てるという大きな役割がありますので、原則だから企画、実行、評価まで責任を持ってやりましょう。それから全て協働ではなく、役割分担が問題になってくると思います。市民が全て参画してやるわけでもなく、市が責任を持ってやることもあるでしょうし、行政と一緒にやるということ、市民が参加した方が効率的ということもあると思います。条例の構成上それが妥当かどうかわかりませんが、私の気持ちとしては重複してもそこにはっきりと謳ってほしいと思います。

【事務局】

前回の審議を受け、プロジェクトチームとしましても一番苦労した点が、今ご意見をいただいたところです。市民参加につきましては、前回の指摘を鑑み、第3条「定義」第3号で「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程」を加え、明確にさせていただきました。

ただ今ご指摘のありました事務局(案)の第4条「市民参加の原則」、第5条「協働の原則」を統合しましたが、なぜ統合したかといいますと、事務局(案)第4条で「市政運営は、市民参加のもとに行うことを原則とします。」とありますが、定義のところで丁寧に書いてありますので、これだけの表現では中身が特にないということにもなってしまいますので、第4条と第5条を統合して、このような表現にさせていただきました。第4条の中で、企画、実施、評価まで謳うのは大変重要なことだというご意見をいただきましたが、なるべく重複した表現を避け、シンプルなものにしていきたい、また、市民参加につきましては、本日ご協議いただく中にありますが、今後、市としても新たな市民参加に関する条例を制定する方向で、来年度当初予算も計上し、その中で十分議論していく過程も用意しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

【委員】

今の市民参加のところもそうですが、シンプルになって、スマートに文体がなって、読んだときにきれいですが、市民が読んだときに、心にとまらないで流れてしまうように思います。もう少し、丁寧に具体的に書いていただくことが、より市民にわかりやすくなると思います。

市民会議の中でもこの報告をしたときに、シンプルすぎてすっきりしているという感想もありました。シンプルすぎるということは、条例を読んだ人が、気持ちが流れてしまうという感じを持つと思うので、神谷委員の意見に賛同します。

【委員】

事務局から新しい年度に条例を計画中という説明がありましたので、「細部については別に条例で定める」という表現が入らないかどうか。また、第3条第3号で市民参加の定義を謳っていますので、第4条に「市民が第3条第3号の目的の達成及びその自治の達成を図るため」と書いておけば関連性が繋がると思います。

【事務局】

今回の修正(案)では、前回の審議を受け、昇先生、入江先生のご指摘もありまして、全体として書き込みを加えさせていただきました。

今のところで、直前の第3条に記載されていて、第4条でまた記載すると、条が離れたところで記載するわけではありませんので、条文を構成するうえでは非常に違和感があるのではないかと心配をしております。

ご趣旨につきましては、今後、広く市民の皆さまにお配りするための条例の解説文を作り、考え方を補足する文面を設けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

【会長】

ありがとうございました。いろいろご意見もあるようでございますが、前回の審議会でご審議いただいた結果に基づいて事務局が修正(案)をお示ししておりますので、あまりにも後戻りや繰返しでは困りますので、ご協力いただけたら幸いです。

他に前文から第3章までについて、ご質問、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

ご意見が出尽くしたようですので、前文から第3章までについては、事務局の修正(案)を了承としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

《挙手多数により了承》

【会長】

それでは、前文から第3章までは了承とします。

続いて、第4章以降について、各章ごとにご意見をお願いしたいと思います。

まずは、第4章「議会」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

事務局(案)第11条「議会の責務」で、「市政の監視や政策立案に努め」を「市政の監視をするとともに、政策立案に努め」としてはどうかというご意見がありました。

同じく第2項の「わかりやすく」という表現は、あえて入れなくてもよいのではないかというご意見がありました。

それから、市民会議の中では、議会基本条例について議論があったようですが、プロジェクトチームではどのような議論をされたのかをお聞かせ願いたいと思ます。

最後に、事務局（案）第12条「議員の責務」で、「職務を遂行する」という表現があります。第5章の市長や職員にも同様の表現がありますが、他市の条例をみますと「遂行する」だけでなく「執行する」という表現もあります。使い分けについてお伺いしたいと思います。

【事務局】

事務局（案）第11条第1項の「市政の監視や政策立案に努め」に対し、「市政の監視をするとともに、政策立案に努め」がふさわしいというご意見につきましては、「市政監視」と「政策立案」を同列に括っていいのかということもありますので、昇先生、入江先生のご意見を伺いたいと思います。事務局としましては、提案しておいて心苦しいのですが、全体の流れとして、「や」、「と」など対にする表現というのは、なるべく法規文では避けていきたいという思いがございます。

それから、第2項の「わかりやすく」という表現につきましては、事務局（案）第21条「市政運営の基本」の第4項、第24条「説明責任等」の第1項でも同様に「市民にわかりやすく」と表現しております。これは、なるべく平易な表現で説明責任の一端を表現させていただこうという思いですのでご理解いただきたいと思います。

議会基本条例についてプロジェクトチームで議論があったかどうかについてですが、あくまでも議会基本条例は議会で判断していただくという考え方ですので、議論にはなっておりません。

最後に、「職務を遂行する」という表現についてですが、地方公務員法では、「職務の遂行に当っては」という表現を使っていますので、第14条「職員の責務」では、この表現を使わせていただいております。第13条「市長等の責務」でも同様の表現を使わせていただいております。国語辞典で調べますと「遂行」は、任務や仕事をやり遂げることであり、「執行」は、実際に行うこととされています。このことから「遂行」の方が踏み込んだ表現になっていますので、事務局としては「遂行する」がふさわしいと判断し、この言葉を使わせていただきました。

【委員】

「や」、「と」というのは、法律上の文言として一般的には使わないというのは、事務局の説明どおりだと思います。

それから「遂行」という言葉は、完遂という言葉があるように、完全にやり遂げるという意味があり、「執行」は、たんと物事を行うという意味ですから、どちらを使ってもいいですが、ここでは「遂行」の方がベターだと思います。

【委員】

事務局から「わかりやすく」について説明がありましたが、市民会議では、「わかりやすく」という言葉に非常にこだわっていました。説明をしていただくということは今までもいろいろな方法であったと思いますが、市民サイドからみて、わかりにくい、理解できないという思いがあり、いろいろなレベルの市民がいるので難しいかもしれませ

んが、なるべく多くの市民に理解してもらえらるような内容で、少しづつこく、細かくという意味を含めて「わかりやすく」を大事にしてきました。

【委員】

私も「わかりやすく」という言葉はあった方がいいと思います。これから市民参加していくうえで、意思決定の内容、過程がわかっていないと、市民も参加しにくくなるので、わかりやすい説明を議会にもしていただきたいと思ひますし、条文全体のバランスからみてもあった方がいいと思ひます。

それから、議会基本条例についてですが、市民会議で議論する中で、関心が少しづつ高まっていると感じています。自治基本条例だけでなく議会基本条例もあった方がいいのではないかという意見も多数聞いています。実際に市政懇談会で、市民会議のメンバーの一人から市長さんに議会基本条例が欲しいという意見が出されました。当然これは市長さんに言うことではなく、議会に対して言うことですが、シンポジウムでも参加者から同様の質問があったと記憶していますので、議会基本条例については、これから議会の方で検討していただきたいと思ひています。

【委員】

議会基本条例については、自治基本条例に伴って議会でも協議し、行政調査にも行っています。その中で、ご意見はいただいておりますが、まだ、それをやっいていこうという段階にはなっておりません。議会には、議会のきまりがあり、非常に細かく定められていますので、今は調査の段階であり、自治基本条例と議会基本条例の策定を並行して進めていくと9月議会への上程が厳しい状況になるという不安もありますのでご理解ください。

【委員】

議会基本条例のことが議会で話題になっていないわけではありませぬ。他市の議会基本条例の例をみますと、自治基本条例ができなくて、先に議会基本条例ができたというところもあり、その土地土地の自治体によって状況、環境が違います。

行政調査などでお聞きしたところ、自治基本条例というのは、合併をされた自治体の一つの方向性を作りたいということで作られた経緯が多いような気がします。それを安城市に当てはめた場合はどうかといひますと、あえて作る必要もないという状況でもあります。それを安城市で作ることにとても意義があることで、全国的にもめずらしい事例ではないかと思ひますので、私自身きちんとしたものを作りたいという思ひがあります。ここで、議会基本条例を並行して、一緒にやっいていくということをしますと混乱しますので、まず、自治基本条例を作って、その後、議論を経て作るなら作る、作らないかもしれませぬ。私もその時にいるかどうかはわかりませぬので、無責任なことは言えませぬが、そういう議論が深まってくるだろうと思ひます。あくまでも私見ですが、以上です。

【会長】

その他、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、第4章については、意見が出尽くしたようですので、続いて、第5章「市長その他の執行機関」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

事務局（案）第13条「市長等の責務」について、「自治体経営」は「自治体運営」ではないかという意見がありました。民間の経営感覚を持って市政を運営するという姿勢が大切だということは十分理解していますが、とりわけ福祉行政にあたり利潤をあげるという誤解を招くような「経営」という言葉はいかがなものでしょうか。

【事務局】

「自治体経営」という言葉ですが、今ご説明がありましたように、民間の経営感覚を行政にも取り入れるというのが、行政運営のトレンドとなっております。本市におきましても市の組織の中で、企画部に経営管理課というように経営という言葉を用いた部署も既に設置しており、民間の良いところを吸収していこうということでこの表現を使っていますのでご理解をいただきたいと思います。

【会長】

その他、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、第5章については、意見が出尽くしたようですので、続いて、第6章「市民参加と協働」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

3点ほどお願いします。

事務局（案）第15条「市民参加」の中に「別に条例で定める」という表現があり、おそらく市民参加条例の制定のことだと思いますが、今後どのように進めていくのか考えをお聞きしたいと思います。

それから、第16条「コミュニティ」について、市民会議（案）の第4項が削除されていますので説明をお願いします。また、名称はどうなるかわかりませんが、市民参加条例にコミュニティがどのように表現されるのかお聞きしたいと思います。

最後3つ目ですが、第18条「住民投票」について、市民からの発信についての規定が何も記載されていないので、その都度、条例で定めるということですが、もう少し説明をお願いします。

【事務局】

まず、第15条「市民参加」の「別に条例で定める」という条例の内容ですが、昨年の実施計画において、「市民参加・協働の推進を図るための条例制定及び制度を創設します。」という表現で市として意思決定しております。この3月議会でご審議いただく

来年度当初予算の中で、市民参加に関する条例の策定にかかわるワークショップ等の費用を計上しております。具体的な中身については、市民の皆さまと一緒に今後決めていくことですので個別のことは言えませんが、そういう方向になっているということについてはご理解いただきたいと思います。

次に、第16条「コミュニティ」について、市民会議（案）では、「コミュニティに関して必要な事項は、別に条例で定めます。」という規定がありましたが、こちらにつきましては、現在、市の内部の意思決定がされておりませんので、今後の課題としてまだ自治基本条例の中で書き込める状況になっておりませんので削除させていただきました。ただ、先ほどの市民参加に関する条例と密接な関係がございますので、その動向を見守りたいと思います。考え方の一つとして、コミュニティに関しての規定としては、市民活動の支援が大きな柱になってまいります。本市では、補助に関しては要綱でかなりの部分を定めており、条例なのか要綱なのかを含めまして、今後検討してまいります。

次に、第18条「住民投票」第1項で、「市長は、住民投票を実施することができます」という表現だけで、市民、議会が抜けておることについてのご質問だと思っておりますが、市民側の住民投票の請求につきましては、地方自治法第74条に条例の制定の直接請求があり、有権者の50分の1ですが、これに基づき、住民投票条例の制定を請求することになります。ここでの規定は、市長が特に重要な政策課題について広く市民の意思を確認するために行うという位置付けで記載していますのでご理解いただきたいと思っております。非常設型の場合は、概ねこのような表現になっているかと思っております。

【委員】

第16条「コミュニティ」について、市民会議（案）の第4項を削除されたことについての説明で、市の意思決定がされてなく、書き込める状況になっていないということでしたが、今準備ができてものを条例に書くのか、今は準備ができていないが、将来必要だと市民が考えているから条例に記載するのが疑問で、この条例は、今やっていることを条例で定めるのではなくて、市民がこれから必要だと思われることも書いていいのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思っております。

それから、もう一つが第18条「住民投票」についてですが、市長が必要であると認めたときに住民投票できるわけですが、市民が必要だと思ったときに、住民投票ができるのかできないのかあらためて確認させていただきたいと思っております。

【事務局】

第16条「コミュニティ」の市民会議（案）の第4項を削除したことについて、あらためてご質問をいただきましたが、自治体の憲法である自治基本条例には、市が意思決定したものしか書き込めないと判断しております。見直しの規定もありますので、意思決定されれば改正することになります。このことにつきましては、昇先生、入江先生に解説させていただきたいと思っております。

それから、第18条「住民投票」についてですが、市民会議では、常設型、非常設型

の結論に至りませんでした。先進自治体で常設型の住民投票条例の場合、市民の3分の1や6分の1、もちろん条件が20歳以上なのか16歳以上なのか、その対象者ということになりますが、非常に大きなハードルを設けられて常設型の場合は規定をされています。この条文は、市長が市政運営の中で、どちらの方向に進むかについて市民の意思を確認するための非常時のことだと理解しておりますが、市民側から住民投票を実施したい場合には、地方自治法の規定では、有権者の50分の1の署名を持って請求ができます。こちらにつきましても昇先生、入江先生のご意見を伺いたいと思います。

【委員】

コミュニティに関する条例についての委員からのご質問に関しては、ここで削除されて、立ち消えになることを懸念されているのだと思いますが、これを自治基本条例に書き込むかどうかは判断が分かれるところです。事務局の説明ももっともであって、市の最高規範に先々の予定まで書き込まなくても、実態としては問題ないと思います。

住民投票についても事務局から説明がありましたが、住民側から請求については地方自治法に定めがあり、保障されていますので問題ないと思います。

【委員】

コミュニティについて条例で定めるかどうかについて、考え方としては両方あり得ると思います。これまでの先行事例では、事務局の考え方の自治基本条例が多いです。未来のことも含めて書いておくという方法もないわけではないが、私の知る範囲ではあまりないと思います。

住民投票については少し悩ましいところです。確かに50分の1で条例請求できますが、あくまでも条例制定請求ですので、条例は要求しないが、住民の意思を聞きたいというのは少し性格が違います。したがって、自治基本条例の中を書くかどうかは、市の判断になると思います。

【会長】

その他、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、第6章については、意見が出尽くしたようですので、続いて、第7章「市政運営」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【会長】

第7章については、ご発言を求められる方がありませんので、第8章「条例の見直し」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

第26条「条例の見直し」第1項で「5年を超えない期間」とありますが、「その都度、必要に応じて」という議論はなかったのか、5年の根拠をお伺いします。

2つ目は、市民会議(案)の「自治基本条例推進委員会の設置」が削除されています

ので、どのように議論されたのか、お考えをお伺いします。

3つ目に、「市民参加のもとに検証」とありますが、どのようなメンバーで、どのような検証方法で実施していくのか、運用に関してのお考えをお伺いします。

【事務局】

「5年を超えない期間」につきましては、「その都度、必要に応じて」という表現にしてしまいますと、定期的な見直しの担保が得られないということで、期間を入れていく必要があると判断しました。市の憲法という位置付けですので、毎年という頻度の必要もないでしょうし、市長の4年の任期を一つの目安として、市民会議(案)を尊重し、5年とさせていただきます。

市民会議(案)「自治基本条例推進委員会の設置」の削除理由につきましては、あくまでもこの条例の見直しの検証は、市民の皆さんの組織で行いますので、同様のことは行っていけるものと考えております。この条例が包括的なもので、個別条例、個別計画のような定量的な指標があるわけではございませんので、推進委員会の設置までは必要ないと考えております。

「市民参加のもとに検証」について、どのような方法で検証していくかは、内部で詰めさせていただきたいと思いますが、事務局内の意見交換の中では、例えば、総合計画審議会に準ずるような組織で行ってはどうかという意見もありますので、今後、庁内であるべき方向を議論してまいりますのでよろしくお願い致します。

【委員】

私自身は市民会議の中で検証委員会を提案させていただきました。この条例が市の最高規範という位置付けであれば、事務局から将来的には総合計画審議会に準ずるような組織でという提案もありましたが、最初から加わっているのは市民会議のメンバーですので、検証委員会もこの中で考えていくべきではないかと思っておりますので、検証委員会の設置を提案させていただきます。

【委員】

自治基本条例推進委員会については、市民会議でも強い思いがあり、素案までですが、自分たちが考え、作ってきたので、市民の一人として、審議会という大きな組織でなくてもいいので条例にかかわって見守っていきたいという思いがここで表現されていると思います。当然、かかわったメンバーだけでなく、新しい市民にも入っていただいていることですが、影響力があるかどうかではなく、検討をしていく、見守っていく話し合いをするところが推進委員会になると思います。

また、条例そのものを見直すだけでなく、市民が市民に働きかけて条例を広めていく役割もあると思います。

【委員】

市民会議のメンバーの多くが、自治基本条例ができた後もこの推進委員会で条例を見

守っていきたいという思いが強くありました。自治基本条例をこれから運用して市民の皆さんに参加していただくためにも推進委員会に入ってもらって育てていくようにした方が、市民の意識も高まっていくと思います。予算はたいしたものがないともかまいません、市民が手弁当でやっていくと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

【事務局】

市民会議の皆さんのご意見は十分承知しておりますが、第26条をもう一度見ていただきますと、「この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。」とあり、また第2項で「市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。」と記載されています。これは、市民会議で提案された推進委員会を設置して行うことと同じであると判断し、このような規定までなくてもいいとの思いから削除させていただきました。

【委員】

一つ確認させていただきたいのは、第26条のところで掲げている、5年を超えない期間ごとに検証というのは、定期的に行う検証を意味されていると考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

結構です。

【委員】

先ほど市民会議の委員が言われた推進委員会の位置付けについては、検討だけでなく、これからこの条例をどう浸透させるかという、いわば応援団の位置付けであって、5年に1回集まって検証するという位置付けだけではないと思います。推進委員会の設置を求めておられるのであれば、これこそ市民参加、協働の始まりだと思いますので、せっかく今回このように力を発揮してくださる市民の皆さんが集まって素案を作られたのですから、第一歩の礎として、市民会議の方々をコアにして、これからの自治基本条例の応援団として活動されるのであれば意義があると思います。ただし、その設置を条文として書くかは別の問題で、二段階の問題だと思います。

【委員】

基本的には、入江委員と同じ意見で、せっかく市民会議の皆さんが見守りから啓発、チェックまでやっていただけるのであれば、その趣旨を書いていく方がいいと思います。ただし、条文の形式の問題で、自治基本条例の本体に推進委員会の設置を書くと、未来永劫そうなりますので、先ほどお聞きした趣旨であれば、附則のところに「自治基本条例の施行後、当分の間、市民に啓発し、条例の検証を行うため、自治基本条例推進委員会を設置します。」ということを書いておけば、しばらくの間は設置できるのでは

ないかと思いながら議論を聞かせていただいていたいました。

【事務局】

今のご意見を受けまして、またプロジェクトチームに持ち帰りまして、考え方を整理して次回の審議会で報告させていただきます。

【会長】

その他、ご質問はございませんでしょうか。それでは、第8章については、意見が出尽くしたようですので、本日の審議を終了いたしますが、宿題が出ていますので、庁内で協議いただいて、後日ご報告いただきたいと思います。

前回と本日の2回の審議会で審議を終える予定でしたが、宿題がありますのでスケジュールにはありませんが、臨時の審議会を開催したいと思いますが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい、3月30日(月)午前10時からこの会場で開催させていただきたいと思いますので、皆さん大変お忙しい中、申し訳ございませんが予定をしていただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】

次回もう一度、条例(案)について審議していただく時間を設けるといことですのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。「4 その他」につきまして、事務局からは特にございません。

次回の審議会は、3月30日(月)午前10時よりこの第10会議室での開催を予定しています。

後日あらためてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして第6回安城市自治基本条例策定審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。